

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成 15 年鳥取県条例第 73 号）第 11 条の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	砂利採取場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目 468	鳥取市三津大浜ノ一 1102 - 1 外 6 筆 (8,144.38 平方メートル)	平成 17 年 8 月 31 日から平成 19 年 8 月 30 日まで	認可の期間	平成 17 年 8 月 31 日から平成 18 年 8 月 30 日まで	平成 17 年 8 月 31 日から平成 19 年 8 月 30 日まで	平成 18 年 9 月 1 日